

米国関連資料

クレーム発明のプリアンブル部の解釈に関する最新の CAFC 判例と
著名な過去の判例とに鑑みプロセキューション時に留意すべき事項

2019年07月08日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

プリアンブル部の記載が、クレーム範囲の解釈に影響を与えるか否かについて、**MPEP2111.02**には、クレームに生命、活力、及び、重要性を付与しないプリアンブル部は、クレームの範囲を限定しない旨、説明されています。**MPEP2111.02**には、また、クレームに生命、活力、及び、重要性を与えるか否かに応じて、プリアンブル部によってクレームの解釈が影響される旨、併せて説明されています。

しかしながら、クレームに生命、活力、及び、重要性を付与するか否かの判断基準は、決して明瞭なものではありません。しかも、プロセキューション履歴が判断結果に少なからず影響を与えます。このような状況下で、実務上でどのようにプリアンブル部を記載すれば、クレーム範囲の限定解釈が免れるかについては、判断が難しい場合が少なくありません。

このような状況下で、最近、CAFC は、新たな判例において、プリアンブル部の記載がクレーム発明の範囲を限定することに関し、興味深い判断を示しました。この CAFC 判例、及び、本判例に鑑み、実務上留意すべき事項等について、以下に詳細に説明します。

【全6頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。